

令和7年度特定教育・保育施設等向けの 集団指導説明会

指導監査について (小規模保育事業所向け)

令和7年6月10日
流山市子ども家庭課子ども政策室

目次

1. 指導監査の種類について（p.4～）
2. 令和7年度からの変更事項について（p.6～）
3. 令和6年度指導監査における主な指摘事項について（p.10～）
4. 保育士採用時の注意点について（p.20）
5. 虐待・不適切な保育について（p.21～）
6. 保育中の事故について（p.23～）
7. 令和7年度監査スケジュールについて（p.27）
8. 保育施設等巡回支援について（p.28）

1 指導監査の種類について

	認可制度に伴う監査	確認制度に伴う監査
国の根拠法令	児童福祉法	子ども・子育て支援法
各制度の趣旨 及び目的	「認可基準」を満たすことで、保育所・小規模保育事業等を開始できる	利用定員を設定し、「確認基準」を満たすことで、公定価格の給付を受けることができる
基準を定めている 条例等	流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
監査	保育所等が認可基準を満たしているかをチェックします	特定教育・保育施設等が確認基準を満たしているかをチェックします
監査の実施主体	認可保育所・認定こども園・幼稚園 ➡ 県 小規模保育事業所 ➡ 市	認可保育所・認定こども園・新制度移行幼稚園・小規模保育事業所 ➡ 市

1 指導監査の種類について

確認制度に伴う監査の種別

種別	内容	
指導	集団指導	各種基準等の遵守に関して周知徹底を図る必要があると市が認める場合、事業者を一定の場所に集めて講習等の方法により実施。
	実地指導	施設型給付費等の支給対象として市の確認を受けた全ての施設・事業者を対象に、主に運営基準の遵守状況を定期的に確認。
監査	次に該当する場合等、必要に応じ随時実施します。 ①運営基準の著しい違反が確認され、子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがある場合 ②給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められた場合	

- ・特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）については、原則として千葉県が実施する認可制度に基づく施設監査と合同で実施します。
- ・特定地域型保育事業（小規模保育事業）については、児童福祉法に基づく指導監査と一体的に実施します。
- ・**会計部門のみを対象とした指導監査を令和5年度から開始。毎年2～3施設を順に実施予定。**
- ・新制度移行幼稚園については、県の学事課が実施する認可制度に基づく施設監査とは別に実施します。

2 令和7年度からの変更事項について

(1) 重要事項の掲示方法の改正【再周知】

重要事項の掲示方法の改正（令和6年4月より）

改正前	改正後
特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示する <u>とともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u>

重要事項の掲示は、**①②の両方**を実施する必要があります。

①施設内の重要事項の掲示

②インターネット上への重要事項の掲載

※インターネット上への掲載例

- ・園のホームページに掲載
- ・子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）に掲載

（参考資料）

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月14日条例第23号）

2 令和7年度からの変更事項について

(2) 職員配置基準の改正【再周知】

職員の配置基準の改正

	改正前	改正後
3歳児	20人につき1人	<u>15人</u> につき1人
4・5歳児	30人につき1人	<u>25人</u> につき1人

- ①国・県の定める職員配置の最低基準が、令和6年度より上記のとおり改正されています。
- ②職員の配置状況を鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある時は、当分の間、改正前の配置基準で職員配置を行うことができる旨の経過措置が設けられています。
(やむを得ず保育士等の配置が困難な場合)
- ③改正後の基準に対応した場合、公定価格における加算が受けられます。

(参考資料)

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号）
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月21日条例第85号）※千葉県条例
- ・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（平成28年8月23日雇児発0823第1号通知）

最終改定：令和7年4月11日 こ成保295 7文科初第233号

2 令和7年度からの変更事項について

(3) 公定価格における1歳児配置改善加算の新設

公定価格における1歳児の配置改善加算が新設されました (令和7年4月より)

	法定基準	加算対象
1歳児	6人につき1人以上	<u>5人</u> につき1人 かつ 職場環境の改善

- ①令和7年4月より、公定価格の加算措置として、新たに「1歳児配置改善加算」が新設されました。
- ②5対1の職員配置改善だけでなく、以下の職場環境改善要件も満たす必要があります。
- (1) 処遇改善加算を取得していること
 - (2) 業務においてICTの活用を進めていること
 - (3) 職員1人当たりの平均経験年数が10年以上であること

(参考資料)

特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（平成28年8月23日雇児発0823第1号通知）
最終改定：令和7年4月11日 こ成保295 7文科初第233号

2 令和7年度からの変更事項について

(4) 公定価格における2・3号認定こどもの定員を恒常的に超過する場合の減算基準の見直し

公定価格における定員を恒常的に超過する場合の減算が見直されました（令和7年4月より）

対象施設：保育所、認定こども園（保育認定2・3号）、小規模保育事業

※幼稚園、認定こども園（教育標準時間認定1号）については、令和6年度以前から「直前の連続する2年度間常に利用定員を超えて」いることが要件となっています（変更なし）

改正前	改正後
①かつ② ①直前の連続する 5年度間 （幼稚園及び認定こども園（1号認定）にあたっては2年度間）常に利用定員を超えて児童を受け入れている。 ②各年度の年間平均在所率が120%以上である。	①かつ② ①直前の連続する 2年度間 常に利用定員を超えて児童を受け入れている。 ②各年度の年間平均在所率が120%以上である。

※各年度の平均在所率＝年度内における各月の初日の在所児童総数を利用定員総数で除したもの

（参考資料）

特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（平成28年8月23日雇児発0823第1号通知）

最終改定：令和7年4月11日 こ成保295 7文科初第233号

3 令和6年度指導監査における主な指摘事項 令和6年度の指導監査実施状況について

実施施設数	監査結果内訳			
	文書指摘	口頭指摘	助言	指摘なし
20	12	16	19	0

文書指摘

家庭的保育事業等の基準に関する法令及び通達等に違反する場合（運営管理上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合を含む）が該当します。

➡結果通知後の指定期間内に、改善報告書（改善内容が分かる書類の添付を含む）の提出が必要です。

口頭指摘

家庭的保育事業等の基準に関する法令及び通達等以外の法令等に違反する場合があります。

➡改善報告書の提出は求めませんが、次回監査実施時に改善状況を確認します。

助言 施設運営に資するもの（運営の向上を図るもの）を助言とします。

3 令和6年度指導監査における主な指摘事項について

(1) 適切な職員の勤務体制の確保

指摘事項例

- ・公定価格上必要な職員数を満たしていない。
- ・小規模保育事業所の職員で保育を提供していない。

① 公定価格上必要な職員数は以下のすべてを満たす必要があります。

i 管理者（園長） 1 人

ii 保育士

- (ア) 年齢別配置基準 1、2 歳児 6 人につき 1 人、乳児 3 人につき 1 人、左記に加えて 1 人加配
- (イ) 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については非常勤保育士 1 人を加配
- (ウ) 上記の定数に加えて非常勤保育士を配置

iii 事務職員 ※管理者の兼務可

iv 調理員等 非常勤調理員

② 常態的に本部職員や系列園の職員のヘルプで保育を提供していませんか。

急病などやむを得ない事情により、ポイント的にヘルプの職員で保育を提供することは可。

(参考資料)

- ・流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月14日条例第24号）
 - ・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（平成28年8月23日雇児発0823第1号通知）
- 最終改定：令和7年4月11日 こ成保295 7文科初第233号

3 令和6年度指導監査における主な指摘事項について

(1) 適切な職員の勤務体制の確保

指摘事項例

- ・保育士配置数に施設長を含んでいる。
- ・職員の休憩時、朝・夕などの時間帯によって、配置基準を満たす保育士数を確保していない。
- ・常勤保育士が不在の時間帯がある。

③施設長、休憩中の保育士は、保育士配置数に含むことは出来ません。

- ・保育士の休憩時間を考慮した上で、配置基準を満たす職員配置を行ってください。
- ・施設長は「**常時実際に**その事業所の**運営管理の業務に専従**し、かつ給付費からの給与支出がある者」です。施設長が早番や遅番など必要保育士数の1人として配置されている場合は、施設長の職務に専念しているとは言えません。

(参考資料)

- ・流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月14日条例第24号）
 - ・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（平成28年8月23日雇児発0823第1号通知）
- 最終改定：令和7年4月11日 こ成保295 7文科初第233号

3 令和6年度指導監査における主な指摘事項について

(1) 適切な職員の勤務体制の確保

④朝夕などの児童が少ない時間帯において、保育士の配置基準により算定される必要配置数が1人となる場合でも、2人以上配置してください。

⑤常勤保育士を全時間帯において必ず1名以上配置してください。

朝夕などの児童が少ない時間帯において、配置可能な組み合わせは下記のとおり。

職員①	職員②	適否
常勤保育士（保育士資格）	常勤保育士（保育士資格）	○
常勤保育士（保育士資格）	非常勤保育士（保育士資格）	○
非常勤保育士（保育士資格）	非常勤保育士（保育士資格）	×
常勤保育士（保育士資格）	みなし保育士（子育て支援員・幼稚園教諭等）	○
常勤保育士（保育士資格）	保育補助（無資格）	×

（参考資料）

- ・流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月14日条例第24号）
- ・保育所等における保育士配置に係る特例について（平成28年2月18日雇児発0218第2号）
- ・保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について（令和5年4月21日こ成保21）

3 令和6年度指導監査における主な指摘事項について

(2) 自己評価・外部評価の実施

指摘事項例

- ・自己評価や第三者評価を実施していない。
- ・外部評価のうち、保護者アンケートのみ実施しており、第三者評価を実施していない。
- ・実施しているが、その結果を公表していない。

保育士等（個人）
の自己評価

保護者による
外部評価

保育所（組織）
の自己評価

外部機関による
第三者評価



評価結果の振り返り
保育内容への反映

評価結果の公表

園だより、園HP等に掲載
施設内掲示、保護者会での
報告

自己評価に関する詳細は「保育所における自己評価ガイドライン」（こども家庭庁(厚生労働省))をご確認ください。

第三者評価の実施を予定・検討されている場合は、公定価格の加算の他に、市保育課から上限30万円の補助を実施しています。詳細は保育課にお問い合わせください。

(参考資料)

- ・流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月14日条例第24号）
- ・保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）

3 令和6年度指導監査における主な指摘事項について

(3) 事故・ヒヤリハットに関する記録

指摘事項例

- ・事故報告書とヒヤリハット記録の作成基準が整理されていない
- ・事故報告書やヒヤリハット記録の記録内容が不足している

- ① どのような事象の場合に事故報告書又はヒヤリハット記録を作成するのか、基準を明確に定め、運用してください。
- ② 事故報告書には、いつ、だれが、どのような対応をしたのか、時系列がわかるようにを記録してください。また、以下の内容についても記録をしてください。
 - ・保護者等へ連絡を行った際の保護者等の反応
 - ・医療機関への受診状況（怪我をした場合は、完治までの経過）
 - ・事故に対する改善策、改善策の実施状況
- ③ ヒヤリハット記録は、少なくとも以下の項目を入れた様式を整理してください。
 - ・発生日時 ・発生場所 ・誰が（氏名・クラス・年齢） ・どうなったか（内容）
 - ・原因 ・改善点

⇒職員会議等で事例や改善策の共有を図り、対策を講じてください。

3 令和6年度指導監査における主な指摘事項について

(4) 衛生管理等

指摘事項例

- ・医薬品備品台帳を整備していない、記載漏れがある
- ・消毒液を正しく取り扱っていない
- ・適切な与薬対応を行っていない

① 医薬品備品台帳の整備

医薬品備品台帳を作成し、医薬品の品目（消毒液を含む）と使用期限を記録して管理してください。

② 消毒液の正しい取扱い

- ・医薬品備品台帳や医薬品の容器に開封日を記録し、使用期限を守って使用してください。
- ・使用時には、有効成分に留意し、濃度や使用方法を厳守してください。

※詳細は「保育所等における感染症対策ガイドライン（2018（平成30）年3月こども家庭庁）」を確認してください。

③ 適切な与薬対応

医師の処方薬を預かって与薬する場合は、薬剤名を確実に把握したうえで、保護者から提出のあった与薬依頼書に従い、用法、容量及び副作用等を確認したうえで与薬してください。

（参考資料）

- ・保育所等における感染症対策ガイドライン（2018（平成30）年3月こども家庭庁）
- ・保育所保育指針解説（平成30年2月厚生労働省）

3 令和6年度指導監査における主な指摘事項について

(5) 食事

指摘・助言事項例

- ・調理記録や検収記録の記録内容が不足している
- ・アレルギー疾患生活管理指導表の活用について、入園のしおり等に記載がない

①調理記録・検収記録の整備

- ・調理の記録については、料理ごとに加熱温度、加熱時間、中心温度を記録してください。
※おやつについても調理している場合は記録してください。
- ・食材等の納品時には品質等の記録をするよう検収記録簿を作成し、活用してください。
※調理記録簿、検収記録簿の作成にあたっては、「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成9年3月24日付け衛食第85号(最終改正:平成28年10月6日付け生食発1006第1号)の別添)の別紙を参考にしてください。

②アレルギー対応は、医師の診断指示に基づき、保護者と連携して行ってください

- ・アレルギー疾患を有するこどもへの対応は、医師が記入する「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に基づく対応が必須です。
- ・保護者との共通理解の下で適切に対応するため、協議事項や実施状況等を記録してください。
※「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版)」(厚生労働省2019(平成31)年4月)の参考様式をご確認ください。

(参考資料)

- ・大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号(最終改正:平成28年10月6日付け生食発1006第1号)の別添)
- ・保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版)(厚生労働省2019(平成31)年4月)

3 令和6年度指導監査における主な指摘事項について

(6) 午睡チェック

指摘・助言事項

- ・うつぶせ寝を速やかに仰向けに直していない
- ・午睡チェックの記録を時間毎や姿勢を直す度に残していない

① 医師から横向き寝、うつぶせ寝を推奨されている場合以外は、仰向け寝に寝かせてください。

- ・睡眠中の窒息リスク除去、乳幼児突然死症候群（SIDS）防止の観点から、仰向け以外の向きで寝ていることに気づいた際には、速やかに仰向けに直してください。
※横向き寝もうつぶせ寝と同等の危険性があります。
- ・体勢を直した際は、**体勢を直す度に**記録を残してください。

② こどもの呼吸状態や顔色を定期的に確認してください。

- ・午睡中はこどもの眠っている様子や顔色、呼吸の状態が確認できる程度の明るさを確保してください。
- ・午睡チェックをした記録は、午睡後等に一括で行わず、**確認をした時間毎に**記録してください。

(参考資料)

- ・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月）
- ・教育・保育施設等における睡眠中の安全確保の徹底について（事務連絡令和6年2月8日こども家庭庁成育局保育政策課）
- ・新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について（こども家庭庁令和7年3月12日事務連絡）

3 令和6年度指導監査における主な指摘事項について

(7) その他、現地での主な指摘事項

①安全計画の周知、見直しを行っていない

(職員、保護者への周知及び内容の定期的な見直しをこなしてはなりません)

②感染症の蔓延防止のための物品管理ができていない

(汚染域であるトイレに未使用のオムツ等の清潔物を保管しない)

③避難訓練・消火訓練の実施

(毎月 1 回実施が必要。不審者からの避難は避難訓練に含まれない)

④事故発生防止の取組みが不十分

(事故発生防止のための委員会を実施していない。会議録を作成していない。

事故発生防止を目的とした研修を実施していない。

※事故発生時の対応に関する研修は、園長不在時を想定したケースも実施するとよい。

⑤感染症集団発生時に関係機関に報告をしていない

(同様の症状を呈す職員・園児が10名以上又は全園児の半数に満たないとしても通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認められた場合にも市保育課と保健所への報告が必要)

⑥法定代理受領により受給した施設型給付費額の保護者への通知をしていない

(園内掲示や連絡アプリ等で、施設型給付費額を保護者へ通知しなくてはなりません)

(参考資料)

- ・流山市家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月14日条例第24号）
- ・流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月14日条例第23号）
- ・千葉県松戸保健所感染症集団発生時報告マニュアル（保育施設編）第2版（令和7年3月28日千葉県松戸保健所）

4 保育士採用時の注意点について

スポットワーク（スキマバイト）により採用された保育士の取扱いについて

- ・こどもを長時間にわたり保育できる常勤保育士であることが原則であり、望ましいことから、スポットワーク（いわゆるスキマバイト）により採用された保育士を最低基準上の保育士定数の一部に充てることは望ましくありません。
- ・スポットワークについては、こどもとの安定的・継続的な関わりが重要である観点から、1～2日程度の短期の雇用を長期かつ継続的に繰り返すことは望ましくありません。

保育士採用時の「保育士特定登録取消者管理システム」の活用について

- ・児童生徒への性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等（特定登録取消者）の情報がデータベース化されています。
- ・新たに保育士を任命・雇用しようとするときは、同データベースを活用し、適切な判断を行う必要があります。

※「保育士特定登録取消者管理システム」の利用者情報の登録がお済みでない場合は、令和7年5月13日付け市保育課発のメールをご確認の上、ご登録ください。

（参考資料）

保育所等におけるスポットワーク(いわゆるスキマバイト)により採用された保育士の取扱いについて(令和7年2月14日通知・こども家庭庁)

5 虐待・不適切な保育について

不適切な保育とは（国のガイドライン上の定義）

①虐待	身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待に該当する行為
②虐待等	①の虐待に加えてこどもの心身に有害な影響を与える行為を含んだ行為
③不適切な保育	②の虐待等と疑われる事案（不適切な保育、行き過ぎた指導）
④「望ましくない」と考えられる関わり	こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられる関わり

施設職員による不適切な保育の疑いや心配がある場合は、

流山市保育課にご連絡ください。（窓口、メール、電話で受け付けています。）

（電話：04-7150-6124 メール：hoiku@nagareyama.city.chiba.jp）

※入所児童のうち**家庭での虐待等が疑われる場合**は子ども家庭課内の虐待・DV防止対策室（04-7158-4144）にご連絡ください。

（参考資料）
保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年5月子ども家庭庁）

5 虐待・不適切な保育について

こんな保育環境になっていませんか？

①職員間のコミュニケーションや情報共有がうまくできていない。

- 職員間のコミュニケーションや情報共有がうまくできておらず、そうした背景から不適切な保育や事故につながってしまうケースがあります。
- また、保育中に何か困りごとがあった時に、その職員が抱え込まずに、他の職員にヘルプを求めることができるような環境づくりが非常に大切です。

②保育室が、他の職員の目の届かない閉鎖空間になってしまっている。

- 特定の職員 1 名だけではなく、他の職員が保育の様子を見ることが出来るような環境になっていますか。

③こどもの人権・人格を尊重せずに、保育を実施している。（こどもにとってどうなのか）

- こどもの人権や人格を尊重した保育が実施できていますか。
- 職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行っていますか。
- こどもの人権、人格を尊重する保育について研修等を行っていますか。
- 職員がこどもに接する際に、過度な身体接触や虐待等が疑われる事案は起きてませんか。

6 保育中の事故について

園外活動中の事故が増えています！！ 以下の点に注意しましょう

いつ	チェックポイント
事前に	・目的地や目的地までの移動ルートの危険個所を事前に確認していますか？ 公園の死角や危険個所を把握してますか。（公園の場所や遊具の把握だけでは足りません。）目的地までの移動ルート上の危険個所をマップにまとめて、職員間で共有できていますか。行き慣れない場所へ向かうときは、事前に移動ルートや目的地の下見をしていますか。 ・園外活動に関するマニュアルを作成し、職員間で共有していますか？ 職員によって気を付ける点がバラバラになっていませんか。これまでの慣習で行うのではなく、明確にマニュアル化ができていますか。 ・園外活動時の職員の配置人数は適正ですか？ こどもの人数や年齢、目的地の状況に応じて、適切な職員人数で園外活動へ出かけていますか。
出発前	・外出時の連絡手段を事前に確認していますか？ 外出中のどの職員に連絡がとれるかわかるようにしていますか。外出先で何かあった時に、園側がいつでも連絡が取れる体制ができていますか。 ・いつ、どのクラスが外出しているか、園内で共有していますか？
外出時	・園外活動時の点呼は適切に行っていますか？ だれが、どの<u>タイミング</u>で点呼を行うか定めていますか。出発時、到着時、活動中、現地出発時、帰園時など、複数回に渡って点呼を行っていますか。特に、<u>施設からの出発時（エントランスから外に出るタイミング）</u>や、<u>公園などでの活動中</u>が注意すべきタイミングです。

6 保育中の事故について

令和6年度の指導監査立入先の好事例紹介

①お散歩マップ

- ・目的地までの経路（行先、方向毎に色分け）
- ・危険箇所、危険要因（危険箇所をマークし、注意書き）
- ・訪問先の公園に何の遊具があるか等



6 保育中の事故について

令和6年度の指導監査立入先の好事例紹介

②園外保育活動時の点呼表

- ・担当職員の氏名
- ・行き先
- ・児童の氏名
- ・点呼を実施するタイミングと実施した時間

/ ()		①園出発		:		②目的地到着		:		
職員A 職員B		③目的地出発		:		④園到着		:		
		①	②	③	④		①	②	③	④
児童A										
児童B										
児童C										
児童D										
4号	中央	かえる	ありんこ	魚						
大流	南流山駅	消防署	園周辺							

6 保育中の事故について

東京都「子供の事故情報データベース」の紹介

- ・様々なこどもの事故に関する情報が集約。
- ・保育の事故情報や論文などに関する情報の検索が可能。
- ・事故の種別、年齢、重症度等の詳細条件を指定した検索が可能。

【子供の事故情報データベースURL】

<https://kodomo-safety-db.metro.tokyo.lg.jp/>

東京都

子供

の事故情報データベース

文字サイズ

[小](#)

[中](#)

[大](#)

[特大](#)

[サイトマップ](#)

[Language](#)

[お問い合わせ](#)

[都庁観光ホームページへ](#)

[トップページ](#) > 事故情報を探す

事故情報を探す

- 複数の検索条件を入力することで、それら全ての条件に一致する事故情報を検索します。

キーワード
スペースを区切ると「かつ」の意味になり、両方のキーワードが含まれる事故情報を検索します。

を調べ

事故種別

☐ 落ちる

☐ こぼれる

☐ ものがぶつかる

☐ (其や目などに) ものが入る

☐ 踏んで飲み込む

☐ ぶつかると

☐ はさまれる

☐ やけど

☐ 切る

☐ 刺さる

☐ がまれる

☐ (壁などに) 刺される

☐ おぼれる

☐ 交通事故

☐ 熱中症

☐ その他(種類不明を含む)

年齢

☐ 0歳

☐ 1〜5歳

☐ 6〜9歳

☐ 10〜12歳

☐ 13〜15歳

☐ 16〜18歳

事故が発生した年月日

年 / 月 / 日

<

>

～

年 / 月 / 日

<

>

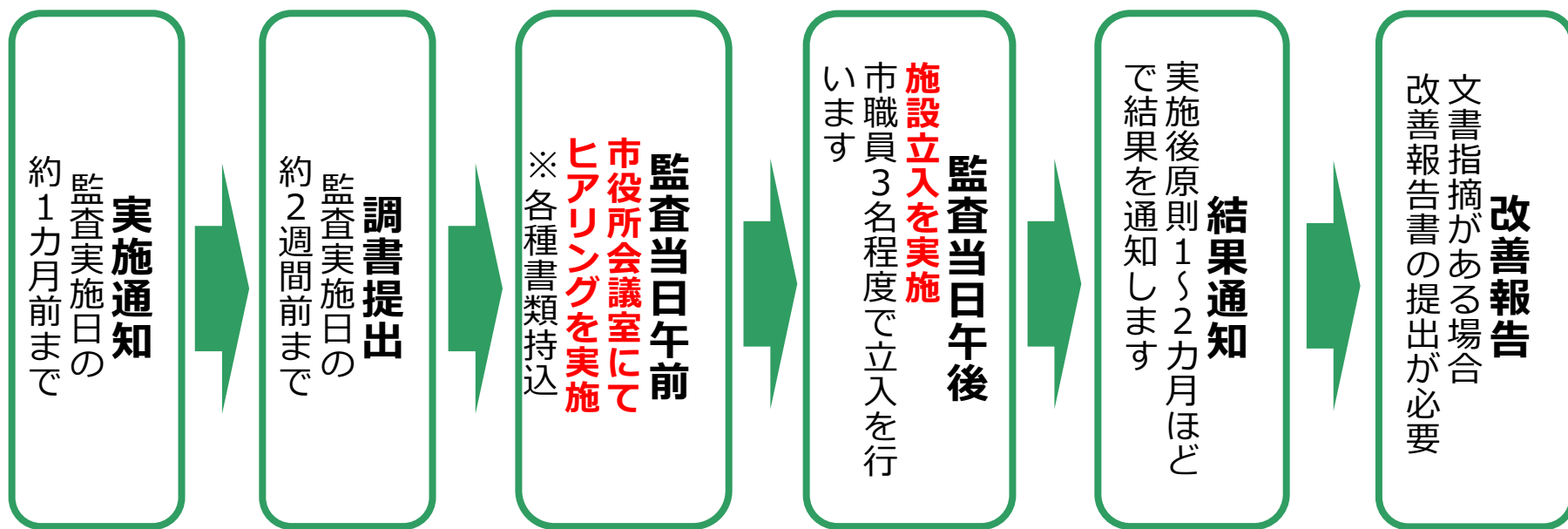
+ 詳細検索

クリア

検索

7 令和7年度監査スケジュールについて

- ① **実地指導は11月から1月にかけて**順次実施予定です。監査実施日のおおよそ1か月前に個別に実施通知を送付します。
- ② **会計監査は、実地指導とは別時期に、毎年2、3施設を対象に順次実施します。**原則として書面監査を想定しています。



8 保育施設等巡回支援について

令和7年度より、保育の質の確保、保育事故や不適切な保育の防止を目的として、保育施設等巡回支援を実施します。

【今年度の対象施設】

人員の入れ替わりや前回訪問（監査等）からの期間、訪問の要望等を考慮し、市が選定
⇒ 10施設程度を予定しています

【支援内容】

- ・ 保育に関する法令や基準等についての情報提供
- ・ こどもの安全確保に重要な場面（睡眠中、食事中、園外活動等）に関する助言や情報交換
- ・ より良い保育環境づくりに向けた取り組み等の情報共有 etc...
- ・ **対象施設については、順次日時調整のご連絡をいたします。**

事前に相談内容について簡単なアンケートを実施の上、子ども家庭課職員が各施設を訪問いたします。（当日の所要時間は1時間程度）

※訪問を希望する施設は、子ども家庭課子ども政策室（04-7150-6082）にご連絡ください。